第２次静岡市生涯学習推進大綱策定の経緯について

猿田　真嗣（常葉大学）

１　大綱（2015）について

（１）諮問（2013）について

- 諮問事項「静岡市のさらなる生涯学習推進の方向について」
- 諮問理由
  - ✧ 静岡市では、「学びあい、援けあい、つながりあう社会」を基本目標とした「静岡市生涯学習推進大綱」を平成 17 年に策定し、生涯学習推進の施策を総合的かつ計画的に実施してきました。現大綱の推進期間は平成26年度末をもって、終了します。
  - ✧ しかし、この間、社会情勢は大きく変化し、生涯学習の重要性はますます高まっています。
  - ✧ そのため、現大綱に続く新たな大綱を策定することとし、現大綱の基本目標・基本指針の思想は継承しつつ、これまでの進捗状況や、社会情勢を踏まえた上で、さらに一層、生涯学習の推進を図っていきたいと考えています。

（２）大綱（2015）策定の経過

2013年８月	生涯学習推進審議会(1)
８～９月	**市民意識調査**
11月	生涯学習推進本部(1)
12月	審議会(2)（**諮問、ワールドカフェ**）
2014年２月	審議会(3)
５月	本部(2)
６月	審議会(4)
９月	審議会(5)、審議会(6)（**答申**）
11月	本部(3)
11～12月	**パブリックコメント**
2015年１月	審議会(7)
２月	本部(4)、**庁議決定**
３月	市議会２月定例会　常任委員会に報告

２　提言（2004）、大綱（2005）の成果と課題

※「答申」第２章を参照

（１）大綱（2005）までの経過――生涯学習関連事業の再編

2003年４月	旧静岡市と旧清水市の合併
８月	生涯学習推進協議会設置

2004年４月	市長部局に生涯学習課設置（全庁的生涯学習行政への移行、教育委員会社会教育課との併存）、「静岡市生涯学習センター条例」交付（福祉施設等との複合施設「健康文化交流館」の設置）
10月	協議会「静岡市生涯学習推進大綱の策定にむけて」**（提言）**
2005年９月	**「静岡市生涯学習推進大綱」庁議決定**

（２）提言（2004）のポイント

- 「生涯学習」は市民の社会参画、コミュニティにおける人間関係の醸成、社会的自立の獲得において非常に重要な手法である
- 地域において、知識や情報の公開・共有、公的拠点等の側面から「生涯学習ネットワーク」を構築すべき
- 新静岡市においては、両市の特性を活かしながら徐々に統合していくべき（生涯学習推進においても）
- 生涯学習行政において、市長部局の中で横断的に機能できる仕組みを構築するとともに、教育行政と緊密な連携を実現する
- 施設管理において、住民サービスの向上を可能とする指定管理者制度の導入を図る

（３）大綱（2005）のポイント

- 基本目標「学びあい、援けあい、つながりあう社会」
- 基本指針
  - 一人ひとりの社会的な自立を支えること
  - 豊かな人間関係を醸成し、地域に援けあいの心を育むこと
  - 身近な課題について理解を深め、地域づくりへの参加を促進すること
- 推進施策
  - 学習情報の充実
  - 支援体制の整備
  - 学習施設の整備

（４）大綱（2005）以後の展開――生涯学習施設の整備　　※「答申」第２章（１）②

2008年	「静岡市生涯学習施設条例」交付（「公民館」から「生涯学習センター」「生涯学習交流館」へ、施設の所管が教育委員会社会教育課から生活文化局文化スポーツ部生涯学習推進課に移管）
2009年	生涯学習センターに指定管理者制度の導入（静岡市文化振興財団共同事業体）
2012年	生涯学習交流館に指定管理者制度の導入（清水区生涯学習交流館運営協議会）

（５）大綱（2005）の成果――人材育成とまちづくりへの展開

- 「静岡ヒューマンカレッジ」(1991～98 年)
- 「静岡まちづくりの学校」(1999～2003 年)
- 「地域シゴトの学校」(2005～2010 年)
- 「地域デザインカレッジ」(2010 年～)

（６）大綱（2005）の課題――生涯学習推進体制の再編と「生涯学習観」の確立

- 生涯学習推進体制をめぐる課題
  - 生涯学習推進体制の融合のあり方（とくに、生涯学習施設の配置の問題）
  - 生涯学習推進行政の全庁体制の構築（とくに、総合計画、生涯学習推進大綱、教育振興基本計画、スポーツ振興計画、文化振興ビジョンなど、各計画を横断的に調整する視点）
  - 生涯学習施設の管理・運営のあり方（指定管理者による関係者・利用者との対話の促進、行政による指定管理者へのきめ細かな支援）
- 市民の「生涯学習観」の確立
  - 「学習活動」や「成果活用」を何か「立派なこと」「特別のこと」とする意識が回答結果に影響したのではないか
  - 市民が日頃何気なく行っている活動を「生涯学習」と意識してもらうためには、行政などが啓発活動を進めながら、少しずつ市民に「生涯学習」のイメージを浸透させることが不可欠

３　答申に込められた市民の思い

※「答申」第３章を参照

（１）個人の自立に向けての支援

- 「弱者性」をもつ人々を支援すること
- 好きなもの、得意なものを伸ばすこと
- 関係性のなかで「自立」を考えること
- 社会との関わりのなかで「自立」を考えること
- 趣味的・個人的な学びを尊重すること

（２）「ゆるやかなつながり」の創出

- 多様性を尊重すること
- オープンであること
- つながる仕組みをつくること

（３）生涯学習からまちづくりへの展開

- 多様な住民の参画を求めること
- 非日常の行事・イベントに偏らないこと
- 拠点施設が住民の居場所となること
- 地域間交流を進めること

4　生涯学習推進施策の体系化に向けて――市民の学びをつなぎ、活かすための「学びのサイクル」

（1）「協働性」と「実践性」を高めるための施策

- 個人の自立を支援する施策
- 「ゆるやかなつながり」を創出する施策
- 生涯学習からまちづくりへと展開させる施策

（2）生涯学習推進の基盤づくり

- 学びの環境づくり
  - ✧ 市民の生涯学習意識の高揚
  - ✧ 学習者やボランティアなどへの支援制度の検討
- 情報・資源のネットワーク化
  - ✧ 学習情報・学習相談体制の構築
  - ✧ 施設・団体、指導者等のネットワーク化
- 事業効果の点検・検証
  - ✧ 事業実績や事業効果などの継続的な点検・評価
  - ✧ 市民参画による事業評価の検証
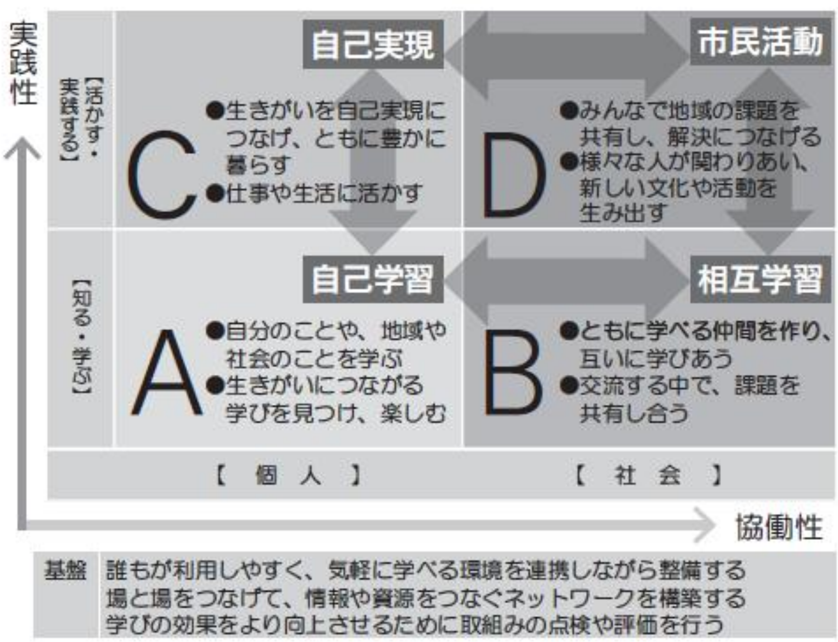
図　生涯学習施策の構造